

第二十回国会 衆議院 地方行政委員會議錄第一号

昭和二十九年十二月二日(木曜日)

午後二時五十一分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事館谷 憲一君

理事佐藤 親弘君 理事岡本 忠雄君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

理事岡 武久君 吉田 重延君

池田 清忠君 古井 喜實君

松永 東君 阿部 五郎君

石村 英雄君 北山 愛郎君

大矢 省三君 中井總次郎君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席府政務委員

自治政務次官 石村 幸作君

府政務次官(自治) 後藤 博君

府財政部長 齋藤 昇君

府財政部長(自治) 柴田 榮三君

府財政部長(財政) 石井 護君

警務局長 齋藤 昇君

警務次官 石井 榮三君

警務次官(自治) 柴田 榮三君

警務次官(財政) 石井 護君

警務次官(警務) 齋藤 昇君

警務次官(警務) 石井 榮三君

警務次官(警務) 柴田 榮三君

警務次官(警務) 石井 護君

警務次官(警務) 齋藤 昇君

警務次官(警務) 石井 榮三君

警務次官(警務) 柴田 榮三君

警務次官(警務) 石井 護君

警務次官(警務) 齋藤 昇君

警務次官(警務) 石井 榮三君

警務次官(警務) 柴田 榮三君

警務次官(警務) 石井 護君

警務次官(警務) 齋藤 昇君

警務次官(警務) 石井 榮三君

雄君が理事に当選した。

同日

理事藤田義光君の補欠として岡本忠雄君が理事に当選した。

十一月三十日

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

地方財政再建整備法案(床次徳二君外三名提出、第十六回国会衆議院第八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長の選任

国政調査承認要求に関する件

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

〇中井委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りをいたします。理事吉田重延君から、都合により理事を辞任いたしました旨の申出がありますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中井委員長 御異議なければ、これを許可することといたします。

なお委員異動に伴い理事が一名、欠員となりますので、この際あわせて補

欠選任を行いたいと思いますが、この理事の選任については、前例により委員長から指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中井委員長 御異議なければ、鈴木幹男君、岡本忠雄君を理事に指名いたします。

〇中井委員長 次に国政調査承認要求に関する件についてお諮りをいたします。すなわち、今第二十回国会におきまして、地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため、地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項につき調査をいたしたいと思っておりますので、この旨を議長に承認を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇中井委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

〇中井委員長 次に、去る三十日本委員会に付託となりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案を議題とし、政府当局の提案理由の説明を聴取することといたします。塚田國務大臣。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

六条第一項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入額の百分の二十をもつて地方交付税(以下「交付税」という。)とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき交付税の総額は、法第六条第二項の規定にかかわらず、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額とする。

(交付税の種類ごとの総額の特例)

第二条 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき普通交付税の総額は、法第六条の二第二項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十二に相当する額とする。

2 昭和二十九年年度に限り、当該年度分として交付すべき特別交付税の総額は、法第六条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項に規定する額から前項に規定する額を控除した額とする。

3 昭和二十九年年度に限り、法第十条第二項本文の規定により各地団体について算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下「財源不足額」という。)の

合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六条の三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額する場合においては、その減額すべき額は、同条同項ただし書の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の九十二に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

(普通交付税の額の算定の特例)

第三条 昭和二十九年年度に限り、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が当該年度分として交付すべき普通交付税の総額をこえるため、法第六条の三第一項本文の規定により当該こえる額を特別交付税の総額から減額すべき場合には、その減額すべき額は、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・八七四並びに酒税の収入見込額の百分の九十二に相当する額の合算額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとする。

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案

税の収入見込額のそれぞれ百分の二十に相当する額を合算額とし、その合算額を基礎として、昭和二十九年に限り、法第五項の規定にかかわらず、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の十九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の百分の二十に相当する額の合算額の百分の九十四に相当する額が前項の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額の一部をもつて充てるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度の地方交付税について適用する。
2 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。
附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

○塚田國務大臣 ただいま御上程になりました昭和二十九年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案に關する提案の理由及びその内容の概要について簡単に御説明申し上げます。
御承知の通り昭和二十九年年度の地方交付税につきましても、その総額を所得税及び法人税の百分の十九・六六並びに酒税の百分の二十とし、本年度

予算において千二百十六億円を計上いたしていただいておりますが、その後においてその総額の算出の基礎となつた地方財政計画における警察制度改正に伴う道府県分警察費所要額の算定につきまして、過不足の疑いが生じて参りましたので、制度改正後の道府県警察の実態について、大蔵省、警察庁及び自治庁の三者において共同調査をいたしました結果、五十六億円の過算算定であることが明らかになりましたので、今回この補正予算の編成にあたり、警察費の算定がえを行い、要措置額四十四億円を地方交付税の総額に追加することとし、これに伴い昭和二十九年年度の地方交付税の所得税、法人税及び酒税に對する既定の割合を変更する必要がありますのであります。他面本年度分の地方交付税は、普通交付税につきましても、すでに各地方団体ごとの額を決定し、その全額が交付済みとなつておりますので、今回増加いたしました四十億円につきましては、地方交付税の原則に従つて、再算定を行い、普通交付税の額の変更を行うこととなるのであります。地方税収入見込額の算定がえを要する必要がある、その結果、通常の手続に従うときは、すでに決定された普通交付税の額が減額される地方団体が生ずることが当然予想され、普通交付税の減額される地方団体については、既交付額の返還という困難な問題を生じて来るのであります。しかしながら、窮乏した地方財政の現状において、しかも年度末も近いこの際、このような事態の発生を予想しながら、通常の變更手続をとることとは、地方団体の財政運営に大きな混乱

を与えることとなり、適當ではありませぬので、かかる無用の混乱を防止するため、特に本年度の地方交付税について、普通交付税と特別交付税の総額の割合に特例を設け、すでに決定した普通交付税の額はこれを變更せず、今回増加する四十億円はすべてこれを特別交付税の総額に算入し、特別交付税の算定を通じて、この間の調整をはかるとして行くことが妥當な措置であると考へるのであります。またこれらの特例措置は、いずれも地方交付税制度の基本的な事項でありますので、附則の一部改正という形式によることなく、別個単独の特例法を設けることとし、ここに本特例法案を提案いたすこととしたのであります。

次に本法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、昭和二十九年年度の地方交付税の総額を所得税、法人税の百分の十九・八七四及び酒税の百分の二十とし、これを基礎として、昭和二十九年年度の地方交付税の額を増加した後の本年度の地方交付税の総額は、千二百五十六億円となるのであります。この額は、補正後の所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ一九・八七四並びに酒税の収入見込額の二〇％に相当する額の合算額に一致いたしますので、この割合をもつて昭和二十九年年度の地方交付税の所得税等三税に對する割合としたのであります。

を基礎とする場合に、これにかえて本年度においては千二百十六億円の所得税等三税の収入見込額に對する割合、すなわち所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ一九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の二〇％に相當する額の合算額を基礎として所要の算定を行うこととし、このため本法案第二条及び第三条においては、地方交付税法第六條の二第二項及び第三項、第六條の三第一項並びに第十條第二項及び第五項につき、それぞれ技術的な特例を規定することとしたのであります。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概略であります。幸いに本法案が成立いたしました上は、特別交付税の総額に追加されることとなる四十億円は、主として道府県分警察費の財政需要の不足額を補填することを旨とし、その他の特別交付税七十一億五千九百九十九万四千七百七十七円七角七分に合せて可及的すみやかに決定いたす所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せんことをお願いいたす次第であります。

○中井委員長 これより質疑に入りませんが、質疑は通告順によつてこれを許すことといたします。なおただいま出席の政府当局は、塚田國務大臣、石村自治政務次官、齋藤警察庁長官、後藤財政部長の諸氏であります。

○北山委員 最初にお伺いをします。が、今度の交付税の特例に関する法律によつて、本年度において四十億という追加がなされるわけでありすが、それはもつぱら警察費に充てられることを予定してゐる。ところがこの委員会では基礎とする場合に、これにかえて本年度においては千二百十六億円の所得税等三税の収入見込額に對する割合、すなわち所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ一九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の二〇％に相當する額の合算額を基礎として所要の算定を行うこととし、このため本法案第二条及び第三条においては、地方交付税法第六條の二第二項及び第三項、第六條の三第一項並びに第十條第二項及び第五項につき、それぞれ技術的な特例を規定することとしたのであります。

以上が本法案の提案の理由及び内容の概略であります。幸いに本法案が成立いたしました上は、特別交付税の総額に追加されることとなる四十億円は、主として道府県分警察費の財政需要の不足額を補填することを旨とし、その他の特別交付税七十一億五千九百九十九万四千七百七十七円七角七分に合せて可及的すみやかに決定いたす所存であります。

も自治庁の方から、本年度の警察費の算定は、七十億ないし年度末まで行けば百億というものが不足になる、こういうようなことを何べんか言明されてゐるわけでありすが、ところが今回の措置によつてはそのうち大体四十億支出せられるわけである。そういったまゝと、あとはみ出してゐる分というのは、これはどういふふうな方法で補填されるのであるか、この点について大臣から最初にお伺いしておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 ただいま提案理由の御説明の際に申し上げましたように、大蔵省、警察庁及び自治庁の三者が共同調査をいたしました結果は、結局五十六億円算定不足をしておつたということに一応なつたのであります。そこでその五十六億円という数字を構成する内容につきまして、厳密に検討いたしました結果、今日の國の財政の緊縮の方針、そういうものにとらみ合せ、また一般にどの程度までごしんぼう願つたらいいだろうかという点、そのほか詳細に検討いたしました結果、これだけ措置すれば何とかやつていただけるといふ額をぎり／＼の線で出しましたものが、四十億円ということになつておるのであります。従つて私どもとしてはこの四十億円の配分を通じ、各都道府県が本年度の警察費をとにかくまかなつて、不足のないようにやつていただけるものであるという期待を持つてゐるわけでありすが、

○北山委員 先ほど申し上げた七十億あるいは百億というものは、おそらく各府県が実際に計上されておる予算、あるいは計上すべき予算というものを基礎にして、そういう数字を目治庁の方

が、今度の交付税の特例に関する法律によつて、本年度において四十億という追加がなされるわけでありすが、それはもつぱら警察費に充てられることを予定してゐる。ところがこの委員会では基礎とする場合に、これにかえて本年度においては千二百十六億円の所得税等三税の収入見込額に對する割合、すなわち所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ一九・〇六〇七二二三並びに酒税の収入見込額の二〇％に相當する額の合算額を基礎として所要の算定を行うこととし、このため本法案第二条及び第三条においては、地方交付税法第六條の二第二項及び第三項、第六條の三第一項並びに第十條第二項及び第五項につき、それぞれ技術的な特例を規定することとしたのであります。

から発表になつたものだと思ひます。従つて大蔵、警察及び自治庁の三者が調査をして、五十六億でよろしいといふのは、理論的な数字とはやはり違ひがある、かういふふうな考へるの、今までの言明から考へましても当然然らうと思ふのであります。そうするとその差額といふものは、やはり予算上實際今後の経理において都道府県の方では節約するなり何なりして、補填をしなければならぬといふことについて、自治庁の大臣としては認めておるのかどうか。そうでない、今までの七十億ないし百億という数字は、まるで架空の数字であつて、何も根拠がなかつたといふことになるわけでありますが、その点はいかがなものでありましようか。

○塚田國務大臣 もちろん各府県がごとの予算にこれぐらひは警察の運営の上にほしいといふぐらひに考へ、また計上いたしました数字を集計したの、ただいま申し上げた五十六億よりもはるかに大きな金額になつてゐるわけでありま。なおそれらの数字の詳細は、もしお望みならば後ほど政府委員よりお答え申し上げますが、しかしそれらのものは、今の地方財政に對する国と地方との関係というふうな立場から、金額を國が考へてやるというふうな建前にはなつていないのでありまして、従つて私もとしましては、そういう点をまず頭に置き、そしてさつき申し上げましたように、一応實際の調査をいたしました結果、五十六億はどうかとも足らない、その中からいろいろ吟味をし、さらに不交付団体がありますので、そういうものを除いた結果が、今の四十億円という数字になつたのでありますから、これは四十億円で、私もさつき申し上げましたように、各都道府県の警察の運営をやつていただくことを期待してゐるのであります。現実に各府県がどういふふうな警察費支出をなされるかは、これはまた各都道府県の隨意になされるところで、あるいは私も考へておきます類以上の支出を、経費の節約その他でまかなわれないといふ場合もあるかもしれません。しかしそれは各都道府県の隨意で、私もとしましては、今日の制度の上で困として措置しなければならぬ類は四十億円、これだけは最小限度必要であり、またこれだけあれば何とかやつていただける性質のものである、かういふふうに考へてゐるわけでありま。

○北山委員 ただいまの大臣のお話によつて、結局四十億といふものは理論的な数字である、これでやつてくれ、但し都道府県の方でそれ以上あるいは必要によつて出すことは、これは隨意であるといふふうなお話であります。が、これは隨意であるうがなからうが、とにかく警察といふものを都道府県にやつた制度の変更の結果として、實際上地方財政にそれだけの余分な経費が、都道府県の隨意によつてやつた場合でも、これはやはり財政をそれだけ圧迫するものであるといふふうな、長官のお言葉から私は結果的には了解するのであります。

次に伺ひたいのは、今度の交付税の特例は警察費の関係だけであります。が、その他災害の復興あるいは社会生活保障、そういうものに関連する予算の補正が出ておるわけでありま。従つて自治庁としては、当然当初の地

方財政計画の修正計画といふものをお持ち合せになつておられると思ふのであります。が、それを今回お出しになるのかどうか、その点をお伺ひします。

○塚田國務大臣 もちろん當然修正の地方財政計画をつくらなければならぬ。で、現在作成に努力しておる。大体もうでき上つておるのであります。が、印刷がまだ間に合いません関係で、少し遅れております。明日はお手元へ差上げることができると思つております。

○北山委員 そうしますと、この地方財政計画の中で、たとえば本年の災害復興については、政府の予算百二十九億でございますか、それが計上されておる。そうするとそれに対する地方負担分といふものが當然出て来る。それが幾らであるか。それから社会生活保障の生活保護法あるいは失業対策事業について、当然地方負担分が出て来るわけでありま。が、そういうものがどれくらい金額であり、それを何によつて地方財源措置を考へておられるか、この点をお伺ひいたします。

○後藤政府委員 明日詳しく資料によつて申し上げるつもりでおるのであります。が、簡単に申し上げますと、國の補正予算及び災害関係の財政需要の増加、それから警察費の不足分の是正を合せまして、これまでの地方財政計画に修正を加える必要がございます。その額は、大体百二十五億でございます。そのうちにお説のようなものは全部入つておるわけでありま。が、考え方としては、警察については交付税、その他ほか交付公債の利子の増加、それから生活保護等の経常経費の増につきまし

ては、財源の振替、ないしは地方税の増徴等、大体まかなうような計画を立てております。それからそのほかの災害復興及び失対事業等の臨時的な経費につきましては、起債の増加、これは政府資金の増であります。それから公共事業費の削減に伴つて行きますところの起債の振替、その他一般財源によつてまかなうといふふうな計画を立てておる次第であります。

○北山委員 今の災害復興、生活保護法、失業対策といふようなおもな点について、ひとつ金額を示していただきたい。それから地方税の増徴といふ歳入のおもな点についてもお示しを願ひたい。それから起債の問題についても、どのくらいの金額を、たとえば災害復興等の起債の財源として地方負担の分を見ておるか、そういう数字的な点を大ざつぱりでもお示しを願ひたい。

○後藤政府委員 増加経費の内訳を申し上げて、それから總括的に財源の措置方法を申し上げたいと思ひます。

第一には、警察費の是正に伴う経費の増は五十三億九千七百万円、ほか補助金がございまして、補助金を合算すると五十六億九千万円になるのであります。このうち交付団体用措置分が四十億、これは交付税であります。それから道路整備五箇年計画に伴うものが三十八億、これは前国会以来問題になつておるものであります。この要措置分が約三十八億でございます。それから三十年度の交付公債の利子の増、これが六億三千七百万円でございます。これも金額措置することになります。それから生活保護にかかる経費の増は十七億六千八百万円、このうち交付団

体分の十四億一千九百万円だけ財源措置をいたしましたのであります。次は失対事業であります。が、國の失対事業の増に伴ひまして五億五千三百万円の経費の増がございます。これは金額起債によつて措置することになつております。それから炭鉱労働者の緊急対策にかかると炭鉱復興費の増五千九百万円、これも大体政府資金による起債であります。それから本年度発生災害復興費の既定計画との増差額が、公共事業と単独事業と両方で總計二十七億七千万円でございます。これは金額起債でもつて処理することになつております。

次は減の要素であります。が、減の要素は、國の補正予算に伴う公共事業費の減がございまして、これは普通の補助給費の減と、それから公共事業費の係と二つございまして、合せて五十一億五千万円でございます。要財源措置分の減が立つものが四十九億二千七百万円でございます。それから不交付団体の超過財源の増加が四億八千万円、合せまして地方負担の總額は百三億一千六百万円でございます。そのうち財源措置を要する分が八十三億一千二百万円。ただいま申し上げました交付税及び起債、一般財源等で措置するものと、地方交付税の増加が四十億、地方債の増加が二十三億、これは普通公債の増が三十億で、交付公債の減が六億であります。差引二十三億七千七百万円。それから法人税の増に伴ひまして地方税の増がございまして、それからタバコ消費税の減収がございまして、それを差引いたしますと、地方税の増

が三十九億三千九百万円、このうち要財源措置分に振り けられるものは十九億三千五百万円になります。この税の増減を申しますと、法人事業税の増収が三十五億三千二百万円、交付団体分が二十一億一千九百万円、道府県民税の法人税割が五億三千六百万円増になります。そのうち交付団体分が三億六百万円であり、それから市町村民税の法人税割の増が十三億七千九百万円、交付団体分が五億六千七百万円、最後のタバコの消費税の減収が十五億一千万円、交付団体分が十億五千七百万円、歳入の方も百三億一千六百万円の増になりまして、交付団体分の増は八十三億一千二百万円に相当するのであります。

○北山委員 そういたしますと、大体地方債の方が三十億ばかりふえるというふうな数字に承つたのですが、それは当初の起債のわくがそれだけプラスになることになるわけでありませんか。

○後藤政府委員 そうでありまして、三十億の政府資金の起債が増加いたしますが、交付公債の減が六億ございします。地方債全体といたしますると、二十三億七千七百万円の増、こういうことに相なるわけでありまして、

○北山委員 ただいまの地方財政計画については、なお資料が近くいただけるそうでありまして、それを拝見してからにいたします。

次に、これは私から申し上げるまでもなく、都道府県市町村は、本年は赤字財政の問題ばかりでなく、当面しておる金繰りそのものに非常に困つておるといふような状態でございます。京都府でも、今度の年末の手当は一交も予算がない、あるいはある都市

によつては、鳥取市のようなところでは自治労、労働組合の保証によつて市長が金を一千万円借りて使つて、それが返せないというふうなさんたんなる実情にあるわけでありまして。ほとんど交付税等に對する要求については、全国的に府県市町村ともみな同じような状態になつておるわけでありまして。こういうふうな事情に今あることは私からこまかく申し上げるまでもないと思つておるわけでありまして、それに関連いたしてお伺いするのですが、自治庁は一体どういう方針でこのような事態を切り抜けるか、具体的な考え方を持つておるか、こういうことは昨年以來今まで何べんも／＼委員会で討議されておるのですが、しかしその都度よく検討した上とか、あるいは実情を調査してとか、いろいろ／＼なことを言つて来まして、そして次第にどう詰まりの最後の段階に来ておるような情勢であります。この際に自治庁の方針を聞いておきたいのですが、承るところによると、当局は昨二十八年度の決算に現れた四百六十二億というふうな赤字そのものを認めておられる。しかもその赤字の処置については本年度の地方財政計画に載つておりません。そこで本年度の収支財政計画じやなくて、それ以外の昭和三十年度なり、そういうふうな別途の措置によつて、昭和二十八年までの赤字を処理される方針だと考えられるのですが、その点はいかがですか。

○塚田国務大臣 赤字の問題は、本質的な解決の方法としましては、しばしばの機会に申し上げてありますように、二十八年度までの分は再建整備計画によつてこれを措置する、二十九年度は今回の補正予算を通して、なるべ

く赤字を生ぜしめないという方針で努力をいたしたわけでありまして。三十年以降はさらに地方の協力を得て、ほんとに安定した、赤字を生じない予算というものをわれ／＼も財政計画の上で策定し、各種団体にもそういう財政運営をやつていただく、こういう考え方をいたしておるわけでありまして。従つて、ただいまお尋ねの、従来の二十八年度までに生じておる赤字は、御指摘のように三十年度の予算編成の際に、おそろく一緒に問題とされるであらう、再建整備計画並びにその裏づけになる起債のわくによつてこれは解消して行きたい、こういうように考えておるわけでありまして。しかしそれとは別個に、そういうものが原因して、ただいま現実に、ことに暮れにせまつて生じております各自治団体のいろいろな暮れの資金繰りの点は、また別途に考えております。

大体今私どもが調査いたしておりますところでは、暮れは、府県分三百億、市町村分百億、合計四百億くらいの資金があるじやないかという見通しをいたしております。そのうちもうすでに私どもの手で配分を終つております起債、その前借りの形で処分できすのではないかと思ふ数字が、約二百五十億あるわけでありまして。従つてあと百五十億は一時借入れという形で、めんどろを見てあげなければならぬ、こういうふうに考えております。

そうしてそういう全体の計画の中にたゞいま御指摘になりました京都や鳥取の例があるわけでありまして。もちろんわれ／＼は全体としてそういうように考えておりますと同時に、個々の団体において特に困りのところは、それ

ぞれに特別の配慮をしておるわけでありまして、御指摘の京都の場合にも、先般来幾たびか調査をして措置をいたしておりますし、また鳥取は先般私も現地に行つて親しく実情を見て参りまして、帰りました早々に、市長が御上京になつた機会に、郵政省の簡易保険の資金の方から特別のめんどろを見て差上げるように措置をいたしましたので、問題になつておりました労働金庫からの借入れもおそろく解消しておるのではないかと、こういうふうに考えております。

○北山委員 ただいまの赤字対策に對する自治庁長官の方針はわかつたのですが、そういたしますと、本年各地方団体のうちで、赤字を生じておつて、大蔵省等の融資を受けなければならぬという場合に、再建整備案を出すとか、いろいろ／＼案を出させておつて、いわゆる行政指導をやつておられるわけでありまして、その際の指導方針といふのは、その団体における二十八年度までの赤字については、二十九年度内にこれを解消するといふような無理な案ではなくて、二十八年度以前の赤字はまず一応たな上げ、二十九年度において赤字を生ずるようなことのないような再建指導といふんですか、そういう指導をなさつておると私は思ふのですが、どうでございますか。

○塚田国務大臣 大体そのような方針で指導をいたしてあります。

○北山委員 そうすると、歳末の緊急融資のお話もありましたが、大体百五十億というものは緊急融資をするといふ措置ができておるかどうか、その点をはつきりお答えを願います。

○後藤政府委員 歳末資金につきまし

て今大臣からお話がございましたように、大体四百億くらいではないか、実は十一月の二十四、五日ごろから各府県個別に起債の關係で呼んでおりますので、その際こまかい資金計画を聞いております。大体今府県分が一応終つて、市町村分ははつきりわからぬのであります。それから推定いたしますと、先ほど申し上げましたように四百億のうち二百五十億は起債の前借りで、百五十億を財調資金として借りたい、こういう数字が出て参りましたので、これをもつて大蔵省及び郵政省にそれ／＼起債の前借りで資金の手当をお願いしたい、こういうお願いをしたいと思つております。ただ問題は、補助事業の起債を大体先般五百億ばかりつて出しましたので、その前借りが幾らできるかという問題が一つございします。これは府県が三百五、六十億ございします。市町村は九十億くらいであります。これは簡保の方に起債が集中しております。従つて簡保の方の余力等を詳細に聞きまして府県の方は対処いたしたい。それから市町村分の起債につきましては、これは大蔵省の預金部の關係でありますので、そちらの方にそれ／＼手当をいたしまして幾ら借りるかといふことをきめまして上

で、残りを財調資金に持つて行く、それ／＼の可能性があるといふことをきまかく検討いたしたいと思ひます。果によりまして年末の所要資金の額が非常にアンバランスでありまして、同じくらの財政規模でありまして、資金繰りがうまいところとへたなところとございしますし、しかもその県の財政運営の実情を反映いたしまして、資金そのものにもやはり問題があるので

あります。さらに国の側から申しますと、補助金等の督促を早く出してもらいたい、特に農林省方面の督促が遅れておりますので、そういうものも督促をいたします。そういう他の手当もいたさなければなりませんので、いろいろな方法によりまして何とかその資金需要を満すようなことを考えて行きたい、かように考えておる次第であります。

○北山委員 あとはこまかい点ですが、先ほどの長官の説明の中に、今度の交付税の特例による四十億というものは、主として警察費というように御説明があつたのですが、そうすると警察費以外にも転用できるというふうな説明でありますか、その点を確かめておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 これは交付税の性質がひもつていふことがないわけになつておりますので、表現としてはどうしてもこういうことにならざるを得ないのであります。しかしこれは警察費に行くように配分をして行く、そういうような措置をとりたいと考えております。

○北山委員 なおこの機会に地方財政に關係しますからお伺ひしますが、今度の予算で地方財政関係の節約として、町村合併の促進の補助金が三億一千四百万ばかり減になつておるわけでありまして、これは実際それだけの予算がいらないのか、われ／＼としては町村合併の促進のためにできるだけ補助金の増額を要求して、それが十八億でありましたか、十九億——本年は十九億というところで不足ではあるが、まあ何とか計上されておる、ところが三億ばかり足りないというので削られてお

る。これは一体それだけ必要がないのかどうか。それからまたたしか行政部の方の説明だと思ひますが、本年いらないとしても、来年度へ繰越しても使えるような措置をとるようにはいたしたいという説明がありました。が、本年はいらないにしても来年度は使えるというふうな措置がとれるのかどうか、その点をお伺ひいたします。

○塚田国務大臣 この費用は、御指摘のように、積算の基礎は、ある町村合作の構想というものを頭に置いて、それに対してどれくらいの補助金ということをお頭に置いて数字を出してあるわけでありまして、現実の金の使いぐあひ、それから町村合作の行われるぐあひからいたしますと、私どもは積算の基礎として考えたよりも、もう少し大きく町村がまとまつておるといふような事情もありまして、若干数字が最終的にはかわつて来るのではないかと、こういうふうに考えております。しかしそれは別にいたしまして、少くとも今年中にもしも町村合併が相当数行われてこの費用に不足をする、ことに今度の補正減でもつて減らしたために不足をするということになれば、これは当然費目の性質上、予備費からでも補つて必ず支出する性質のものであります。余れば次年度に繰越してまた出ます、こういう性質のものでありますから、今度の補正減によりまして現実に支出に支障を生ずるといふようなことはいらないわけでありまして、

○北山委員 最後は確かめておきたいのですが、先ほどの赤字解消に關する自治庁の根本方針、それは地方の団体の本年度の財政運営について非常に重大な關係があると私は思う。もしも自治

庁がそういう御方針であるならば、二十八年度の決算に現れた繰越しの赤字、こういうものについては別途措置するから、こういうふうな措置をし、本年度は赤字は出さないように経理について十分考えるというふうな基本方針を、府県なり市町村の方へ示してもらわないと、結局地方団体は昨年の四百何十億の赤字と、今度もまたマインナスということで両方で苦しんでしまふのじやないか、その点を區別して、二十八年度までの赤字はこれは別だ、二十九年度について心がけようというふうな根本方針を、地方にはつきりとお示しになることがこの際必要じやないか、かように考えるのですが、そういうふうにおやりになるお考えがないか。また当委員会ではさきような言明をなさつておるのですが非常に大事なことでありまして、その点をはつきりとしておきたいのであります。

○塚田国務大臣 今まで一般的なことに通達というふうな形ではいたしておりませんが、いろいろ／＼な会議の機会には、そういうように説明をしておりました。それからまた相談を受けて個々に財政状態を調査をしたりしておるところには勧告その他の機会に、やはりそういうふうな指導をいたしておりました。なお今後そういう趣旨が十分徹底するようにはいたしたいと存じます。

○中井委員 中井徳次郎君。○中井(徳)委員 私ちよつと途中で入つて来まして、先刻の御質問の内容なんかよく存じませんが、多少重複するかもしれないが、簡単に一、二お尋ねしたいと思ふのであります。今回の自治庁長官の説明によりまして、地方交付税の総額の特例に關

する法律案の提案理由の説明でありまして、今度四十億おふやしになるのではありませんが、その内訳といふものは、警察関係の政府の見込に對する補填をお考えになるということであると思いますが、最後のところで、それを分けたら不足するのに都道府県警察費の財政需要の不足分を補填するということになつておるが、一年延期になりまして五大市の警察費等の關係についてはどうなつておるのか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 五大市の警察費につきましても、やはり都道府県と同じような計算で算定をいたすつもりでおります。今私どもで試算をいたしましたところによりますと、先般の普通交付税のときの計算に見ました財政需要額と大体同じくらいになりますので、府県警察の計算方式を用ひまして、五大市の方にはこの交付税に當る四十億の中からは、まわらないという結果に相なつております。

○中井(徳)委員 今のお話でありまするが、この前の国会から継続いたしました委員会の席上で、この問題について陳情があつたように私は記憶いたしておるのであります。実際計算をしてそういうふうになるという政府の今のお答えでありますけれども、五大市はそれでほんとうに納得するであろうかどうか、ちよつと私どもの感じでありまして、疑問の点が多いのであります。具体的に言いますと、この五大市の警察が形がかわりましたので、実際は警察官の給与等につきまして、私ども前の国会でいろいろ議論をいたしました。が、一つ大きく政府の御説明と實際が違つておる点があります。

それは自分の間自治体警察から國家警察に行つた人については、給与の差額は國庫がこれを一定の期間補償するといふふうなことであつたと思ふのですが、實際は金額に非常に差があります。頭を切つておる。六千五百円とか七千五百円というので切つておるようには私は伺つております。そういうことになりまして、それに加えまして、その後實際國庫、自警を一本にしてみたところが、こんなふうな赤字になつたといふふうな点から考えまして、私は今の財政部長の答弁は、そう簡単に行かぬように思ふのですが、もう少しその辺のところを詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 数字で申し上げますと、五大市を含めた本年度の全体の自治警察、これは廃止されない場合ですが、府県警察ができたに伴ひまして、警察費の総額を市町村分と府県分とにわけて参りますと、市町村分が百三十六億に相なります。それを今度新しい府県警察の新しい単価を使つて計算をいたしますと、五大市が七十七億に相なるのであります。その他の都市分が六十億、五大市分の計算の仕方は、三箇月はそのままであつて、九箇月分が府県警察と同様に単価がかわつて来るという計算をいたしたのであります。そういう計算の結果は大体七十七億四千万くらいになります。これはそういう計算でもつて交付税の基準財政需要をはじいたのであります。ところが新しく今度の補正に出しました単価を使いまして計算し直して参りますと、やはり大体七十七億程度に相なり

ます。従つて先ほど申しましたよう

に、五大市の分は前の普通交付税の際に特別な補正をいたしましたので相当見ておる、こういうことになるのであります。今回の追加分は五大市にはまわらないというふうな結果に相なるのであります。

○中井(徳)委員 今のお話で、すでに普通交付税の中で見ておるといふことであります。この問題は、私は実は五大市の出身でも何でもありませんので、また御関係の向きから本委員会では、また御質問があるかと思ひますから、それに譲りますが、先ほど北山さんからの御質疑の中にありました、年末の地方財政の困難を救うための一時融資と申しますが、この問題につきまして、ごく概念的にお尋ねいたしましたのですが、これまで自治庁が過去において年末にこういう融資というふうなことをやられたことがございますかどうか。やられたことがありとすれば、どのくらいの金額を毎年おやりになつておたのでしようか、その辺をちよつと伺つておきたい。

○後藤政府委員 年末の財政資金につきましては自治庁があつておりました。したは、たしか昭和二十二年の暮れに年末手当を二・八か何か出す際に、自治庁が多少あつておりましたことがございますが、それ以外は大体年末の場合には、先ほど申しました起債の前借り分と財調資金で大体まかない得たのでありまして、全体的にあつておりました。お尋ねの通りです。

○後藤政府委員 先般補助事業等の起債の調振りをいたしました。従つてその調振りの額がきまりましたので、それ／＼一応郵政省及び大蔵省関係の出先に、起債の前借り分を要求いたしております。それで要求の仕方もいろいろございまして、七、八割とか全額を要求をいたし、それでもなお足りない分を普通の財調資金として借りたい、こういう要求をそれ／＼やつておりますので、その基礎になりますところの十二月分の歳入歳入関係をごまかく検討いたしまして、われ／＼は大体四百億ぐらいの数字をつつたのであります。そのうち二百五十億は起債の前借りで充てる額、百五十億は財調資金でつてやつてもらいたい、こういうふうなお願いをいたしたい、こういうふうなかつ／＼にいたしておるのであります。

○中井(徳)委員 内訳はわかるのですが、その関係の向きがそれを出すというところを言うておるのかどうか、この点を聞いておるのです。

○後藤政府委員 ある程度は出すのであります。但し額がまだ決定をいたしてありません。ある程度は年末資金として、たとえば大蔵省関係でありますれば、財務局別にそれ／＼年末資金の關係で一時融資の額を多少増額いたしておるようであります。しかし手元に大蔵省自体にどのくらい持つて、どのくらい余裕があるというところは、これからわれ／＼の数字を持つて参りまして、個々に検討いたして行きたい、かように考えております。

○中井(徳)委員 くだくこの問題について、お尋ねいたしますのは、これまでこういう問題について自由党内閣は、在来非常に峻厳であつた。先ほどの御答弁の中にありましたが、二十三年にそういう特例があつた以外には、實際あまり聞いておりません。特に最近ではこの六月、七月に全国の府県のうち二、三府県が非常に赤字で困りましたときにも、これの対策をいたしたるに非常にやかましい問題になりました。私どもも地方行政委員会をそのために二回ほど開いた記憶があります。今日このことを積極的ににおやりになることについて、私も反対はいたしてはおりません。反対はいたしてはおりませんが、それならばなせもつと前から、そういうことについて積極的にやつてくださらなかつたのか。今日解散を前に控へまして、やはり大きな政治的な含みというふうなものが裏にあるのではないかとしような、私はひねくれた考え方を要はせざるを得ないのであります。非常にけつこうであります。四百何十億という金額は、たまた／＼全国の都道府県市町村の赤字と一致いたしておる。ことしだけ公共事業やその他の工事がどん／＼積極的に進んだとは、私は見てはおりましたが、逆に大いに赤字をなくしようというので、ことしあたりは各都道府県市町村とも財政とにらみ合せてやつておる。結局これが全部出ますれば非常に喜ばしうございまして、そういう感じを私は持たしましたので、率直に実はお尋ねしたのであります。どうもそういうにおいがあるもので、ちよつとお尋ねしたので、この点についてひとつ率直に見解を伺つておきたいと思ひます。

○中井(徳)委員 今、年末とおつしやいまして、實際は年度末だと思ひます。であります。その意味におきましてこれは積極的におやりになることはけつこうですが、どうも私もはそういうふうな感じを持ちます。しかし今からでもおそくはないというふうなことであります。私の質問はこの程度にいたしておきますが、ただそういうことになりまして、この内閣もあまり続かぬとは思ひますが、一つの習慣になりますから、今後ともそういうことになりまして、どんな内閣になつてもそういうふうなことが行われるということについては、ひとつ事務官僚としての御意見を伺つてみたいのだが、後藤さんどうですか、こういうことについて……

○後藤政府委員 これまで問題にならなかつたというのは本来自主的にやるべきもので、個々の団体の資金繰りの状況というものは同じような要素ではななくて、いろいろ／＼他の要素が入つて参りまして、資金需要等が出ておるところ。非常にうまくまわしておるところの団体は資金需要が少いのであります。従つて結果だけ持ち込むような資金需要では困る、従つて自主的にやるのが本来だろうと思つております。しかしながらそうばかりは言つておれませんが、今資金のお願いを各方面にいたしたいと思つております。これはもつぱら私も事務的にやつておりまして、全然政治的な考慮を払わないで、事務的な処置の方法をとつておる次第であります。

○中井(徳)委員 中井君、御質疑はこの程度でよろしうございませうか。

○中井(徳)委員 ちよつとまだありますけれども、ほかの方に……

○大矢委員 私は前の委員会に今度の補正について警察に対して、特に五大都市の残された警察に対してどの程度まわるかというところを、具体的に次の委員会において聞かれますところによりまして、一つも入つていない。そこで私は各都道府県、警察庁、自治庁の三者において調査した結果、五十六億円が過小算定であつたといふことであるのに、四十億しかこれに計上されてない、いろいろ／＼大蔵省との折衝の結果だと思ひますが、そういうことのためにはのけられたのですか。最初から当然これは入るべきものではなかつた、私は今聞いていてだまされた気がした。多少希望を持つてどのくらい入つ

ているか、数字はきょうわかるものと
思つていたが一つも入つていない。

そこで確かめましたが、政府は意識的か
無意識的なやり方かしれませんが、政
府提案に反対したしつべし返しをやつ
た。でなければこの点をお認めになる
かどうかというところは——八十億が今
の御説明によると七十七億四角が五大都
市の警察費だ、五大都市から言うと八
十億四角であるが、七十七億四角は当然
府県に移譲されれば負担がなくなるこ
とは子供でもわかる。そこへもつて来
て警察の移譲を前提としての税制改革
による減収が、今数字的に見ますと、
地方税法の改正によるものが五大都市
は十六億七千四百八十七万四角という
が、それだけではない。さらにまた五
大都市においては、今度交付税並びに
普通交付金の制度がかわつた結果とし
て約十億五千万円からの減収になつて
いる。税金は減収になる、交付税が
わつたから、これは税金の増収の結果
というふうにかつたのであります。
から、そういう新しい制度の改正によ
つて十億四角、結局約二十億四角の減収
になつてゐる。八十億四角——あなた
の説明によると七十七億四角ですか、そ
れをそのまま負担しなければならな
い、これは耐えられないことである
どうしてそんなに五大都市をいじめる
のか、もしあの法案が通つておれば政
府が七十七億四角というのはいくら
負担しないでもいいのではないか。前に
入つてゐる、考慮しますとしばしば
わたれたのが記憶に残つておりますが、
それは一体どうなるのか、それはおき
なりの答弁であるか、そのつもりで
おつたが、そのままだうしても行けな
かつたというのか、その内容を聞か

にしたいだきない。

○後藤政府委員 五大都市の問題につ
きましてはたび／＼申し上げるのであ
りますが、問題は二つあるものでありま
す。一つは現在の交付税のもとにおけ
る計算方式を使つて交付税を出すわけ
であります。その場合に基準財政需
要の方には警察費の額が上るわけであ
ります。収入の方に対する関係は税の
関係であります。税が上るわけであ
ります。その税の場合には府県民税等
ができましたので、その税は少くなつ
たという計算のもとに上つて参るので
あります。警察費の増は上げ、収
入の方は税が減つたという計算をいた
してゐる。その計算の結果は交付税が
下つた、こういうことになるのであり
ます。税の十六億の減収というのはい
くつかの点で見てゐるわけであります。
入の方の減収です。見てゐる、どう
いうことが減収の測定をいたしました
か、それはたゞは法人関係でありま
す。決算の関係で年度の当初に見
ますので、それが正確であるかどうか
わかりません。従つて正確であつた
場合には、これは直さなければなら
ない。その関係において交付税の増額
というものはあり得る、そういうこと
であります。従つて歳入の関係から出
て来るところの交付税の増額が動くと
いうことはあります。警察費の財政
需要の増額はちやんと計算をいたして
おるのであります。今度の新しい府県
警察の単価を使つて計算をいたしまし
ても、前に見ました程度の財政需要
しか見ることはできない、こういう
ことになるのであります。七十七億
四角というのか、その内容を聞か

際の財政需要額は八十三億くらいある
というのを私も承知しております。

○大矢委員 財政部長がいくらそう説
明しても私にはわからぬ。こういうこ
とをお認めになりますか。税制改革に
よつて減収になつてゐる十六億七千幾
らというものはお認めになりますか。
それからいま一つは、今の交付税、従
来の普通交付金制度によるところの差
額が十億四角、これは当然警察が府県に
移譲された場合もこれだけ、警察がそ
のままであつてこれだけ減収になる、
一緒にするから錯覚が起きるというけ
れども、そうじゃない。現にそのま
ま行くものとして税制改革したやつが
それだけの減収になつてゐる。これを認
めれば必ず苦しくなるというところは
然じやないですか。それは認めない、
それは君の間違ひなんだというのなら
説明を聞きますが、いくら説明を聞い
てもわからない。それが一つ、出さ
ぬといふものを無理に出せというわけ
には行きませんから、私は今後の問題
にします。内閣がつぶれるということ
だから、つぶれてからの問題にしまし
よう。

とということ以外にないのでありま
す。従つて起債の充当率を昨年以上に
多少五大都市とも上げまして、そして
五、六億の金を多く起債につけたので
あります。それによつてその期待権の
問題はごかんべん願ひたい、こういう
ことを私も申しておるのであります。
この二つの問題を一緒にお話にな
りますと、非常におかしなことになる
のであります。私も別々にならざる
べきもの、かように考へておりま
す。

○大矢委員 財政部長がいくらそう説
明しても私にはわからぬ。こういうこ
とをお認めになりますか。税制改革に
よつて減収になつてゐる十六億七千幾
らというものはお認めになりますか。
それからいま一つは、今の交付税、従
来の普通交付金制度によるところの差
額が十億四角、これは当然警察が府県に
移譲された場合もこれだけ、警察がそ
のままであつてこれだけ減収になる、
一緒にするから錯覚が起きるというけ
れども、そうじゃない。現にそのま
ま行くものとして税制改革したやつが
それだけの減収になつてゐる。これを認
めれば必ず苦しくなるというところは
然じやないですか。それは認めない、
それは君の間違ひなんだというのなら
説明を聞きますが、いくら説明を聞い
てもわからない。それが一つ、出さ
ぬといふものを無理に出せというわけ
には行きませんから、私は今後の問題
にします。内閣がつぶれるということ
だから、つぶれてからの問題にしまし
よう。

でやめた人員、それに対する退職手当
の繰上、そういうものがわかつたらこ
の機会にお知らせ願ひたい。

○齋藤説明員 ただいまお尋ねの趣旨
は、府県警察に移行をいたしました際
に、自治体警察にいた人でやめた人の
数及び退職金の額、こういうことでご
ざいます。ただいまその資料を持ち合
せておりませんので、至急に調べまし
てお手元に差上げたと思ひます。
○後藤政府委員 大矢先生の前のお話
の十六億四角減つたという事実、十六億
四角の額は多少変動があるかもしれま
せんが、大体減つたことは私も認めま
す。しかし交付税の計算の際に基準財
政収入を見る場合に減つた計算をして
おるのであります。われ／＼は減つた
ものだという計算をし、逆に財政需要
額の方には残つたといふことでそのま
ま警察費の財政需要を認めておるので
あります。もちろん他のものも入りま
すが、その差引をいたしました結果は
交付税の減といふことになつたのであ
ります。交付税の減になつたのはそう
いふ差引の結果でありまして、十六億と
関連は全然ないといふ申しませんが、す
ぐは結びつかないのであります。結局
問題は税の増収の見積りが実情に合つ
ておるかどうかが、こういうことに結論
はなるのであります。その税の内容で
申しますと、法人税割とそれから償却
資産だろうと思ひます。その法人税割
とか償却資産というものが、五大都市
にわたつて計算をいたしました額が
はたしてとれるかどうか、それが的確
な数字であるかどうかという問題にな
つて来るのであります。的確でない
といふことでありまして、その点は直
さなければならぬといふことである

あります。現に現に五大市のうち幾つかはそういう償却資産のもの、それから法人税等につきまして、私どもわかつておるものもございます。そういうものにつきましてはそれは補正をする必要がありま。その関係で交付税がふえるというよりはあり得るものであります。しかしそれが警察費と結びついては行かない、こういうふうには私ども考えておるのであります。

○大矢委員 それはどう説明されても結局私にはわからぬ。わからぬが、もしこういうことを逆に尋ねたらどうですか、これがあなたたちの希望通り、あの法案通りすぐ府県に移譲した、五大市にはなくなつた、そうすれば警察費の負担をしなくてもいい、もちろん交付税その他あります、それは見ておいて、それを前提としての税制の改革によつて今言ふ十六億からの減収になつた。さらに今度交付税になつた、前の普通交付金制度と比べると、これによる差額が十億円、そういう減収になつておることは事実あなたも認めておる。そうしてそのま警察はあ。困つておると言へば、困つておらぬ、それはお前の計算違いだ、五大都市の方の主張が間違つておる、それはあなたたちあくまで主張されますか。

○後藤政府委員 今おつしやいましたのは、私が先ほど申しました第二の問題であります。これはつまり五大都市に警察がなくなつて府県に全部行つた場合を予想します。そうすると、五大市は全部超過団体になつて参ります。超過団体になるべきものが逆に交付税をもらふ団体に残つたわけでありま。

が、その場合に超過財源がいかほどあつたかということでありま。その超過財源に対する期待権が裏切られた、こういう問題になつて来るのでありま。その問題を税制でやると申しましても、年度の途中でありまので、そう簡単には税制の改正はできないじやないか、従つて他の一般財源の補填でやる方法しかない、こういうふうには私ども考えまして、一般財源を補填すればそれでいいじやないか、補填の仕方は、現在残された道はやはり公共事業等に相当の一般財源を使つておるすので、その公共事業に使つておるすところの一般財源を節約するところの措置を講ずればいいのじやないか、こういうことで起債の問題として取上げて、ある程度の措置をいたしたのであります。

○大矢委員 それなら数字的に聞きましよう。そういう警察が残つたために、今まで受けていなかつた交付税を、そのためにやつておるのだということ、数字的に一べん知らしてください。警察が府県に移譲されることな残つたから、今まではやれなかつたのを今度は残つたためにそのかわりに交付金を出してはいるではないか、こういう今のお話を数字的に言つてもらいたい。

○後藤政府委員 ちよつと私今手元に持つておりませんが、その下にあります数字が大体それになるわけでありま。

○大矢委員 大阪なんかもらつていない。○後藤政府委員 五大市全体のことを言つておるのであります。

○大矢委員 全体じやない。一つ／＼を言つておる。この数字を読み上げますが、承認するかということと言つておる。大阪には行つておらぬ。行つていふと言ふが間違つておる。

○後藤政府委員 大阪にも交付金がたふさんあれば行くのであります。ところが調整をいたした、調整率をかけたために大阪に行かなくなつたのであります。本来は行くべき数字が出てゐるのであります。それを調整率を適用したために大阪には行かなくなつたのであります。本来行くべきものであつたのです。

○大矢委員 しば／＼五大市の残つた府県警察に対しては考慮を払うと言つて来たのは、どういふつもりで言つて来たのですか。

○後藤政府委員 交付税の計算をいたしてみなければ、交付税がどのくらい出るかわかりませんし、税の方もこまかく計算してみなければどういふふうになるか結果はわからなかつたので、何らかの方法で考慮する、こういうことを申し上げたのであります。私どもとしてはその起債の一般財源の節約をはかるような措置を、現在講じておるのであります。

○中井委員長 大矢君、一応あなたの御質疑はよろしうございますね。門司委員。

○門司委員 私もごく簡単に二、三の点だけを聞いて、あとはあしたにしたいと思ひます。大臣に最初に聞いておきたいと思ひますことは、警察費を四十億ふやしたと言つて、そのことのために新しい法律が必要だからと言つて出されておりますが、それは全体ごまかしじやないですか。配付すべき配付税が四十億ふえたのなら、これは大臣もここで今非常に苦しい、まわりくどい説明をされてるうちに、今文章を読んでみますと、当然に一般の配付税として配付するべき性質のものであつて、しかしそれも配付済みのものであつてできないから幸いという悪いものもありませんが、幸い四十億ばかりのものを警察費にまわしてやろう、こういう趣旨だと私は解釈するのが正しいと思ひます。そうだといたしますと、政府は特別に警察の費用を四十億見たということには私はならぬと思ふ。当然普通の配付税として配付すべきものを、この際事務の取扱い上ややこしいので、めんどうくさいからひとつこれは特別の配付税の方へまわしてやろうというだけの配慮であつて、實際上の地方財政の増額にはなつていないと思ふ。いわゆる自然にこれだけ増額しておるものであつて、これが必ずしも警察のめんどうを見たものではないといふように私どもは考えられるが、この点は大臣はどうお考えになりますか。

これだけ警察費を見たのだといふふうにお考えになりますか。私はこれは特別に警察費が見られていないと思ふ。何もこんなものはほつておいたつて、四十億財源がふえたのなら、それを一般交付税で出せばいいのであつて、これは一体どういふわけなんですか。

○塚田国務大臣 どうもお尋ねの趣旨がつかめないのではありませんが、どういふ観点から立論をなさつていらつしやるのか。それは本来の行き方からすれば、当初の財政計画策定のときに、もう四十億は多かつたはずであるわけであ

あります。それだけ算定不足をしておつたわけでありま。それを時期がこういう時期になつて、ようやくその額が確定したものをこの機会に補正予算に組んで補正をいたしますので、配分のい／＼な技術上、便宜特別交付税に入れて、こういうふうには配付することになつたというのでありますからして、やはり当初の財政計画で計上すべきであつたものを新しく国の予算から出してもらつて、地方にそれだけ行くのでありますから、私は地方がそれだけ警察の費用としてよいいもうと、こういうふうになつたので、私はふえておる、何か特殊の立場からごらんになると、そうでないという御意見であるように思ひます。

○門司委員 大臣はそういう答弁をするけれども、実際の問題としては当然あるべき姿であつて、これだけ四十億、四十億が何十億か知らぬが、とにかく政府は四十億と言つておるから一応四十億にしておきたいと思ふので、四十億だけは税の収入にわゆる三税の収入が最初の見積りより多かつたということが私は一応言えると思ふ。そうすれば、それだけは、こういう特別措置をとらなくても地方の団体には行くはずなんです。ところが、幸か不幸か警察費が足らぬものだから、警察費を攻められるからこれをこつちに肩がわりしようという政府のきわめてずるい物の考え方であつて、ことに国庫が責任を持つて国の財政から地方にまわしたというのではないわけだ。そこに政府の非常なずるい物の考え方がある。政府が当初予算で警察費を出したときに、大蔵省も自治庁も見積りの誤

の通りであります。今度これが府県警察になることのために、先ほどからしばしば議論されておりますように、税制の改正が行われておる。あの税制の改正は、主として府県警察になる一つの費用捻出のために府県民税というものが新しくできてみたり、あるいはそのほかの固定資産税の分配の方法等をおかえてみるということで、県税はこれを相当に見越して増税が考えられておる。その分だけは市町民税というものが減額されておるとは思われぬ。これは事実であります。従つて問題になるのは、今の自治庁のようなお考えですと、これはちやうど今国で四十億の問題を議論しておると同じように、五大市にもこの問題がやはり起きておると思う。だから、その点についても少し詳しく、一体五大市の警察官の一人当りの費用はどれだけ使つておるか、その実情をはつきりあなた方で調べた数字を出してもらいたいと思う。そうして行かなければ、ほんとうに減収になつたものとの間の差額というものは出て来ないと思う。いつまでも算定の準備というものを従来のように低く見積つて、そしてこれが交付税の算定の基礎になつておるといふことであれば、今の後藤君の答弁のようないのだから、いやこつちで見えておるからいいのだといふことになるかもしれない。しかしそれでそれが実情に沿わないから私はやましく言つておる。これをばつきり裏書きして出て来るものはどういふものかといふと、五大市を持つ府県というものはいづれも不交付団体が多い。神奈川県においても大阪府においても不交付団体になつておる。なぜ不交付団体になつておるか

いふと、実際の警察費を持たないからだと思う。横浜や大阪の警察をそのまま府県に移譲してごらんない、どういふ形になつて来るか。愛知県においても同じだと思う。それだけ五大市の財政というものは圧迫されておる。県が赤字になつて、市が赤字になつておるといふことの一つの大きな理由の中には、こういうものが含まれておる。これは理論とか数字を抜きにして、私は自治庁においてわからなければならぬはずだと思う。それが一向わからぬで、交付税で見えておるとかなんとかいふことは、はなはだけしからぬ、おもしろくない話であつて、自治庁は一体何をしておるかといふことになる。府県財政はそれだけ豊かになつておる、市の財政はそれだけ赤字になつておるといふことは議論をまたないといふだと思ふ。税が伸びるとか縮むとかいうけれども、税の伸びとか縮みといふことはこれに關係ない。財政全体の規模から行けば多少そういうことは言えるかもしれない。しかしそれだからといつて、何もこの五大市の警察の費用を見ないといふ筋合いは私は毛頭成り立たないと思う。だからもう少しはつきり数字の根拠を示してもらいたい。今のうちにいまいなことではこれを承認するわけには参りません。

○柴田説明員 今お尋ねの資料を持つておりませんので、資料をもちまして御説明申し上げたいと思ひます。

○門司委員 これに關連して今度は警察庁にお聞きするのでありますが、警察庁の長官にお尋ねしておきたいと思ひますことは、警察法がかわつて府県警察ができて、最近における県警察の機動力の問題であります、この前の

委員会のときには、齋藤君はそんなことはありせんといふ答弁をしておりましたが、実際の問題として手続上の問題で非常に不便になつておる。たとえば横浜の問題を一つ考えてみても、かつての公安委員会は運営管理までやつておりましたから、公安委員会の話で事は足りておつた。自動車の修繕をするにしても、何をやるにしてもそれで事が足りておつた。ところが今度は市だけの了解でそれをやるわけに行かない。少くともこれに予算が伴わなければならぬといふか、あるいは査定が非常にむづかしくなつて来ておる。今までの警察はその点は別に民主的に行つておつて、自動車のことはこういうふうにくわれておつたのでこういうふうな修繕をしたといふことで、ある程度の了解で修繕はできておつた。しかし最近はそのうことができないで、一々一つの機関にかけて、警察署から持つて行つたものはそれに査定をしてもらつて、そうしてそれから修繕屋にまわすといふことになつてゐるから、非常に修繕その他が遅れてゐるというところは、これは事実であります。おおい隠すことのできない事実である。そのすると警察の機動力というものは、それだけにぶつて来ているといふことになる。それがうそだとお考えになるならば、たとえば東京の水上署に行つてごらんない。十二、三ばいある船がどれほど使えなくなつてゐるか、あるいはその他の警察を調べればすぐわかる。自動車がかつてから修繕が完了されるまでの日を、かつての自治警察と今日の状態を比べてみればすぐわかります。こういうことは警察の運営の上で非常に大きな問題だと私は思

うのです。これについて警察庁の長官はどのくらい程度まで認識せられておるのか御存じになつておるかなつていないか、御存じになつてゐるなら、ひとつお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○齋藤説明員 車両、船舶等の修繕は全部都道府県費であります。五大市においては市費でありまして、この關係は従前とまったく同じ關係になつておるわけでありまして、従つて最近市なりあるいは警視庁等で、特にどういふわけでおつしやいますようにかえたのか私は理由がわかりません。今現実にそうなつておるといふお話でございまして、現実について調査をいたしてみたい。これは制度の改正の結果ではなくて、もしそういうふうに横浜市がかえられたといふなら、他の見地からかえられたのではないか、かように考えますが、実情を調査いたします。

○門司委員 制度の上の欠陥ではない。あるいは自治体々々でかつてにやつておるのではないか、こういう答弁でございしますが、私は必ずしもそうではないと思ひます。制度の上といふものは、従来の警察の制度といふものは、非常に大きくかわつております。車両その他の修理はお前の方でやれといわれまして、警察の機構自体が國家警察の形をとつておりまして、これにいろいろ物を出して参ります場合に、そう今までのように円滑には行かないといふのは人情です。あなたはそのういふことではないとお考えになつておるかもしれませんが、私どもが心配しておるのは、そういうことをかつて警察法改正の当時から心配しておつたのであるが、人がやる一つの仕

事でありまして、制度としてはそんなことはないといふなら私はそれでいいと思ひますが、しかし任免権その他が國家にあつて、地方は費用だけを負担すればいいのだといふような物の考え方の上に立つてできた法律であります。従つてその影響は必ずしも一本で来るとはわれわれには考えられない。責任をもつて人事権その他警察の運営、管理までやつておつた当時の当局の責任感に比べて、それらの権限を全部とられただけで、ただ費用だけこつちで出せばいいんだといふようなことになつて参りますと、おのずからさつき私が申し上げましたように車体の検査であるとか何とかがいふようなことについて、必要以上の厳正を期するであろうといふことは當然であります。そこに今までなら、さつき申し上げましたように、これはこつちがかわれたから、こつちの車屋に入れて直しておる、これらの費用はこれくらいだから、一応承知しておいてほしいと言へば、それで修繕ができたが、今度はそうはいかない。一ぺん見せてみる、どのくらいの程度にこわれたかといふことで一応査定をしてそれからやるといううような手続がやはり生れてゐると思ふ。これは私は、一つの有機的の關係を持つた警察制度を、しやうし定規的に物を考えようとする警察制度に切りかえたことの一つの大きな弊害だと私は考えておる。従つてその点を齋藤さんに聞いておるのであります。これは現実でないと言われるが、私はあるからそのことを申し上げておるのであります。また警察署長自身がそういうことを言つてゐるのである。どうも機動力が最近是非常ににぶつて来ておるとい

うのは、そういうところの一つの原因があるということをお尋ねされた。この点については私は聞きましたが、警察長官の方でそれがわからぬならそれでよろしゅうございませう。しかし将来の日本の警察行政の上にこれは非常に大きな問題でありますので、ひとつその点は十分考えておいてもらいたい。

それからもう一つ警察庁長官に聞いておきたいと思いますが、これは今の警察費の問題でございますが、四十億ばかりのものを、繰上げ支給にしろ何にしろ一応出したといつておりますが、警察庁の立場から、これで十分だとお考えになつておられるかどうか、この点をひとつお聞かせを願いたいと思ひます。

○齋藤説明員 前者の点はよく調べてみますが、先ほどからも問題になつておりますように、最近では自治体の経費が非常に詰まつておりますので、大体全般的に修理とか何とかいうことも手がたくなつて来たのではないかと、かように考えます。

もう一つ五大市で考えられますことは、おそらくそういう場合にはないと思ひますが、来年の七月になればどうせ府県へ行つてしまふのだ。だから修理等もさしたつて困らなければまあまわしておけという空気にあるいはならぬとも限らない、そういう二つの事柄が考えられますが、それ以外の点があるかどうか、よく調査もいたします。

それから今回の都道府県警察の財政需要額といたしまして、算定上五十六億を過小評価しておつたという結果に相なつたのでありますが、この五十六億を増額することによつて、すなわち当初二百五十億と考へておつたのを、

三百六億かに見積ることによつて満足すべきかというお尋ねであります。私はしさいに費目を検討してみまして、この程度であるならば警察としてはず満足すべきものである。かように考へております。

○北山委員 関連して伺ひますが、先ほどの門司委員の質問に対して齋藤さんは警察用の車両、船舶の経費は都道府県警察の支弁である。だから今までと同じだといふふうにお答えになつたと思ひます。ところが警察法の第三十七条第一項第六号、これははつきりとそのような車両あるいは船舶の整備に關する経費というものは国庫支弁の経費になつております。ですからその点感違ひをしておられるのではないかと、もしもそのような費用を府県の費用でまかなつておるといたしますならば、これは警察法違反ではないかと思ひます。

○齋藤説明員 ただいま門司委員の質問は車両、船舶の修繕のお話でございます。修繕は府県費に入つております。その購入は国費ということになつております。

○門司委員 今の長官の御答弁であります。府県知事はそれは曾つておらないのであります。現実に警察の費用を負担する立場にある府県知事というのは、四十億では足りぬと言つておる。私の心配いたしますのはその点でありまして、現実に負担をしなければならぬ府県知事がこの四十億の処置では十分でないといふことを言つておりますときに、警察庁の長官はこれによいと言ひお考えが実は私にははつきりしないのであります。少くとも支出の責任を持つております知事はこれ

では足りないと言つておる。仕事をさせる方はこれでよいと言つておる。こゝういふことでは警察運営といふことはなか／＼うまく行かぬと私は思ふ。これはりくつを言うわけではない、だからさつき齋藤さんにその点を聞いてみたのであります。これについて、これは自治庁の長官から聞いておきます。が、今度は齋藤君が四十億で事は足りると言つておられるから、あるいはそれでよいかもしれませんが、知事の方はこれでは足りないといふことをはつきり言つておられるのだ。その間の調整はどういう形でとられるのか、知事の言つておるのが間違ひであるのか、あなたの方の言われておるのが正しいのであるか。知事の要請は間違ひだといふ／＼は解釈してよろしゅうございませうか。

○中井委員 委員会の皆さんに御了解を得たいと思ひますが、ただいま塚田国務大臣は他の委員会から出席の要求があつたのであります。この程度で退席されてもよろしゅうございませうか。もとより明日引続き委員会を開きますから、本日はこの程度で御退席いただきたいと思います。

○塚田国務大臣 ただいまのお尋ねに對してお答えいたしておきます。結局各府県の実態にほしと言われおるのことは、御承知のようにもつと大きいのであります。それからまた大きいのであります。各府県がほしと言われおる額を、今の制度で國がこれを補うといふようにはなつておりませんので、國が補う額としては、警察庁の意向も聞いて、この程度でやつて行ける。またやつて行つていただきたいといふ私どもの考へ方でありませう。

これについて各府県がそういう不足であるという御意見をもちになつても、私どもとしては今の交付税制度からすればこれでやつて行つていただきたい、それに御協力願うという考へ方であるわけでありませう。

○中井委員 ちよつと私警察長官に聞きたいのですが、ただいま門司君の質問に對する齋藤長官の御答弁につきお伺ひいたしたいことがござりました。それは車両等の修繕を五大市がやらないのは、どうせ来年七月から府県に移るのだから、従つてそれまでいいかげんにしておけ、こういうことかもしれぬといふことを言われたのです。その御答弁は御本氣でせられたのであります。

○齋藤説明員 実は今度自治警と國警との合併をいたしまして、府県警察をつくつたわけでありませうが、その結果を見ますと使ひものにならないような車両が非常にたくさん入つて来たわけでありませう。それはおそらく数々にわたつて自治警が廃止されるとか、いろいろな空氣からやはりそういうた修繕等も、事前に意識的でなくともなおざりになつておつた結果、そうであつただろう、かように思ふのであります。

そういう点からいへば、考へればそういうことも考へられるけれども、非常にかわつたとおつしやる意味からいいますと、それは事実かどうかはわかりませう。それは調査をしてみたい、五

大都市のことでありませうからそんなことはなからうと思ひますが、しかし実際の経費の方面から見ますと、少しでも経費を安くして行きたいといふのは自然の情でありますから、その結果そんなことにあるいはなつておるかも

しれない、その点はよく調査をしてみたい、かように申し上げたのであります。

○中井委員 重ねてお尋ねをいたしますが、ただいまの長官の御発言というものは私はきわめて重要な問題を含むと思ひます。それは一車輛といえども警察の使命を達成するための道具だ、その道具の修繕を五大市の警察がどうせ来年夏になつたら他に移るのだからといつて、それをなおざりにするといふようなことは、これは警察の使命をおろそかにするものであつて、もしそういう事実があるとするならば、これは警察官全般的の監督指導の上から見て非常に重大なる問題を殘されておると思ふ。その監督はまた警察庁長官の責任でなければならぬのだから、そういう事実があることを知つてそのまゝ置かれるといふことでは、あなたの責任を極めて重大だと思ふのであります。その点についての御意見はいかがですか。

○齋藤説明員 私は修繕は五大市においては市の負担といふことになつておつて、従前通りでありますから、ただいま門司委員のおつしやるようなそういう事実はどうも考へられない、起つていないのじやないか。しかし現実に起つておる、こゝおつしやいますからそれを調べてみたい。手続その他はまったく従前通りであつて、今まで警察にかつて、大まかに認めておつたものを、今度は市の財政当局といひますか、経理当局の方が非常にやかましくなつた、こゝおつしやいますゆゑんはどこにあるだろうと考へてみまうと、しいて言へばそんなことしか考へられぬと思ひけれども、まさかそんなこと

もあるまい、よく調査をして現実どうなつておるか調べてみたい、かように申し上げたのであります。今委員長から、もしそういうことであれば警察庁の責任ではないか、かようにおつしやいます。もし監督と申すしまか、こゝういつた面の実際上の監督は今の制度ではないのであります。その原因いかんによりましては負うべき責任は、私は負うつもりであります。

○中井委員長 さらに重ねて申し上げておきたいと思ひますが、いづれにしても、警察は府県警察であるが市警察であるが、一本になつて国家のために尽さねばならないのであります。もとよりあなたはその最高の長官としてこれを一まとめにくつて持つておられるのが今日の制度であります。そういうあなたから、かりにも部下ともいふべきものの心解えにつき、いまだ事案明らかならざるにかかわらず、かもしれぬというので、しかも開捨てならぬような想像論を、かりにもこの国会において言われるということはお憤しみになつてしかるべきものだと思ふが、いかがでしょう。

○齋藤説明員 ただいま同委員のお話は、警察の方がなおざりにしておるというお話ではなくて、警察の方が修繕をしてもいいといつても、市当局の方が非常にやかましくいつて十全な修繕費を出さない、こういう御意見であります。警察職員の怠慢ということには私は受取つておりません。しかしながらただいま私が申しました点が、不審だと申しますか、今まであつたとこの他の実例から、そういうようないふこともあろうかと考へて申し上げましたが、五大都市に限つてはさう

なことはなからうと思ひますから、これは私取消しておきます。

○門司委員 自治庁長官はおいでになりませんが、政務次官がおいでになりますから、この機会にひとつ一緒に聞いておいていただきたい。これは今の齋藤長官の答弁の内容であります。府県警察に移つた場合に、非常に悪い車が多くなつたといふお話であります。が、私はこれは故意にやつたわけではないと思ふ。それだけ地方財政は逼迫しておつたといふこと、これが私は真相だと思ふ。この逼迫させた理由は自治庁にあつた、政府にあつたといふことです。だから私は、警察はいづれ県に引継がれるのだから、もう修繕しないではつておけなうといふばかげた警察官は一人もないと思ふ。機動力を持たない警察官といふものは、手足をもがれたやうなものだ、警察官は自分の職責をちゃんと考へておられます。それに長官から、この前持つて来た自動車はろくな自動車でなかつたから、今度もそうではないかといふことでは、きわめて認識不足だと思ふ。私は警察官の一人々々はそのこととは考へていないと思ふ。ただ問題になりますのは、従来の警察制度でありますならば、すべてを市の責任において運営管理をやつておりました関係から、警察行政に対してはことさらに留意をしておつたと思ふ。従つて車が悪ければすぐそれは直しておけといふことが、これは行政的にすぐやれたと思ふ。しかし今日の警察といふものは、一体どこが真に権限を持つておりますか、費用を負担する義務を負わされただけであつて、警察行政のすべての権限といふものは地方財政が握つてい

るといふこと、そういうことになつて参りますと、やはりおのずからそこには見るべきものは見なければならぬ、今までのようにその融通をきかせるわけには行かぬじやないかといふことは、私は当然だと思ふ。そういう結果が私は現われて来ているのだと思ふ。だからさつき申し上げたやうなことを申し上げたのである。何もそれらのすべてのものが、そういう意地の悪いものの考え方ではないと思ふ。これは自治庁の次官がおいでになりますから言つておきますが、私が警察費の問題でやかましく言つておりますものも、そういうものが含められるのであります。財政措置が十分でない限りにおいては、結果はどこに出て来るかといへば、そういうところに出て来る以外に方法はないのであります。人間の費用を削るわけには参りません。やはりどうしてもそういうところはなおざりになつて来るということはやむを得ない事態です。それを長官の方で何か故意にしたかのように言われるといふことは、私は非常に不本意なのです。これはひとつあなたの方の政府当局で相談をして、そういうことのないように善処しておいてもらいたいと思ひます。

○中井委員長 この際お諮りをいたします。すなわち本委員会が重大なる関心を持つところの町村合併問題について、今国会も引き続き調査を進めたいと思ひますので、前国会同様町村合併促進に関する調査小委員会を設置して調査に当たりたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なければ、さうに決定をいたします。なお小委員及び小委員長を選任したいと思ひますが、これは委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中井委員長 御異議なしと認め、小委員には

加藤 精三君	吉田 重延君
古井 喜實君	池田 清志君
北山 愛郎君	中井徳次郎君

を、小委員長には北山愛郎君を、それ〴〵指名いたします。

なお、本小委員会は明三日午前十時に開会をいたしますから、さうに御承知を願ひます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十一分散会